

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ（第2回）
議事次第

令和4年5月20日（金）
13：00～15：00
（オンライン開催）

- 1 ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- 2 構成員ヒアリング
- 3 質疑応答

（配布資料）

- 資料1 ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて（令和4年5月更新）
- 資料2 杉橋やよい構成員提出資料
- 資料3 繁内幸治構成員提出資料
- 資料4 岩本健良構成員提出資料

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ（第2回）
議事録

1 日 時：令和4年5月20日（月）13:00～14:57

2 開催方法：オンライン（Zoom）

3 出席者：

座長 白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

構成員 岩本 健良 金沢大学人間社会研究域准教授

同 釜野 さおり 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長

同 神谷 悠一 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）事務局長

同 塩見 朋子 株式会社資生堂ダイバーシティ&インクルージョン戦略推進部
D&Iエンパワーメントグループ グループマネージャー

同 繁内 幸治 性的指向および性同一性に関する理解増進会（LGBT理解増進会）
代表理事

同 下山 裕子 群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室長

同 杉橋 やよい 専修大学経済学部教授

内閣府 林 伴子 男女共同参画局長

同 吉住 啓作 大臣官房審議官（男女共同参画担当）

同 杉田 和暁 男女共同参画局総務課長

総務省 川原 靖雄 政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官付企画官

4 議事次第：

1 開会

2 議事

ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について

構成員ヒアリング

質疑応答

3 閉会

○白波瀬座長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、大変ありがとうございます。

今日もZoomによるオンライン会議ということで、「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」の第2回会議を進めたいと思います。

本日も神林先生は予定が会わず御欠席となりました。

では、本日、まず、事務局から資料1について説明がございます。その後「ジェンダー統計の重要性」と題しまして杉橋先生からお話いただき、そして「性同一性と性自認」についてということで繁内先生からお話をいただきます。そして「性別欄とジェンダー統計をめぐる動向と課題」と題しまして、岩本先生ではなくて様にしようと前回言っていたような気がするので、岩本様からお願いすることになっておりまして、その後、まとめて聞いて、ですから、皆さんメモをしていただきまして、まとめて意見交換ということで、15時までの時間となっております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、早速でありますけれども、事務局の吉住審議官から資料1についての説明をどうかよろしく願いいたします。

○吉住審議官 審議官の吉住でございます。よろしく願いいたします。

「ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて」、この資料1については前回説明させていただいた内容なのですが、今後新しく加わったものについて随時これをメンテしていきたいと思っております。

今回、新しく加わったものについて御説明をさせていただきます。20ページでございます。

「政府による各種調査における性別欄」でございます。まず、政府の統計調査でございます。基幹統計調査、※がございますが、これは統計法に基づく行政機関が行う統計調査のうち、この括弧書きのところでございますが、基幹統計、例えば国勢調査とか、その他総務大臣が指定する特に重要な統計、これが全体で49ほどあるのですが、これについてはこの性別欄は現在男女の2択になっております。※のところでございますが、それ以外の行政機関が行う統計調査のうち、この基幹統計以外のもの、令和4(2022)年2月末時点で207ございますが、この一般統計調査について、多くは男女の2択になっておりますが、下のほうの例がございますが、これは内閣官房の実施しました「人々のつながりに関する基礎調査」でございますが、これは令和4(2022)年4月に公表したものでございますが、この性別に関する選択肢は男女、「男性」「女性」、それ以外に「その他(どちらともいえない・わからない・答えたくない)」、この3択になってございます。この結果の際、「その他」を選択した者は全体の0.5%いたということでございます。

次、21ページでございます。要は、世論調査がどうかということでございますが、内閣府政府広報室にて実施している世論調査における性別欄、これは男女の2択なのですが、ただ、性別を答えたくない人への配慮といたしまして、質問項目において「差し支えなければ」という文章を加えているところがございます。

22ページでございます。その他の調査につきましては、担当省庁の個別の判断で性別欄の記載方法について決めてございます。例を下のほうに掲げてございますが、令和3(2021)年度に

内閣府男女共同参画局で実施した調査、アンコンシャス・バイアスに関する調査研究でございますが、これにつきましては、性別に関する選択肢は「男性」「女性」と加えて「その他」の3択にいたしました。「その他」と回答した者については全体の0.9%おられたということでございます。もう一つ、これも男女共同参画局の委託調査でございます。令和3(2021)年度の人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査でございますが、これにつきましては、委託会社にてモニター登録を行う際に、性別情報を登録しているため、調査票においては性別に関する質問は省略をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

また、ここの辺りについてももし御質問があれば後ほどということで、まず先生方からのプレゼン、御報告に移りたいと思います。

まず、杉橋構成員からお話しいただきたいと思います。「ジェンダー統計の重要性」についてということで、どうかよろしくお願いたします。

○杉橋構成員 それでは、私はいただいた時間が20分で、スライドが29枚ぐらいあるので、かなり飛ばしながら話をしていきたいと思います。

まず、私の立場なのですけれども、社会統計学をベースにしています。統計学には数理統計学と社会統計学の2種類があります。社会統計学をベースにしている学会が経済統計学会です。その学会の中に複数部会がありまして、その一つがジェンダー統計研究部会です。ジェンダー統計研究部会は平成14(2002)年3月から設置された部会になります。

今日お話しするのは、ジェンダー統計とは何かと、ジェンダー統計活動の世界と日本での展開、ジェンダー統計の役割とその重要性、最後に性別欄廃止の動きに関わってSOGIを含めた調査の可能性ということについてお話をしていきたいと思います。

まず「はじめに」で、ジェンダー統計は男女別統計と誤解されていますが、それだけではないということを強調しておきたいと思います。そもそも男女間の格差や差別というものを統計データで可視化していくということが出発点にあるので、当然のことながら、男女の区分を持つということは根本、基本的にすごく重要な項目になります。そうではあるのですが、単に男女別の区分を持っていたらイコールジェンダー統計ではないということは、あらかじめ申し上げたいと思います。どういうものがジェンダー統計なのかというのは、後でお話しします。

さらに、男女の二項区分ではなく、前回もお話ししましたけれども、性的マイノリティーも含めた統計の在り方を模索していくべきであり、ジェンダー統計の対象であると考えていいと思います。そういう意味では、調査項目の中にSOGIを加えていくということです。これまで男女の二項区分を中心とした議論がジェンダー統計論で行われてきました。ただし、性的マイノリティーへの関心が広がっていく中で、SOGIを含めたジェンダー統計を発展させていくべきだと思います。実際に幾つかの国、欧米で取組が進んでおり、そうした先駆的事例から学べると考えているからです。ただし、SOGIを含めた公的統計の在り方は、当事者団体との協議が必要であろうと思います。調査票の在り方はもちろん、集計・公表する段階においてどこまでを公

表するのも含めて協議が必要だろうと思います。

SOGIを含めたジェンダー統計に発展させるべきであると考えていますが、その展開は今後の課題にしつつ、今回の報告では、男女間の格差・差別をベースにしたジェンダー統計の重要性を中心に上げます。それと、統計にもいろいろな種類がありますが、ここでは基本的には調査統計を中心に考えていきます。

そもそもなぜ統計データに着目をするのかですが、ジェンダーやSOGIに由来する格差や差別が、私たちが認識しようがしまいが社会にあるわけです。それがどのような問題があって、その問題がどれほど深刻か、それをどのように是正して解決していくのか、解決していくにはどのような目標でどのような政策が必要なのか、その政策が実際に効果的であるのかなどを確認していく必要があります。それらを可能にするのがジェンダー統計です。なぜなら、全体の状況を具体的な数量で捉えることができるからです。

ただし、統計データがいつでも現実を反映しているかというと、必ずしもそうではありません。統計データの限界にも着目する必要があります。社会経済問題というのは非常に複雑であり、変化しています。ですから、最新の状況をつかむのは難しい、調査時点との間でどうしてもタイムラグが生じてしまうからです。複雑な社会経済問題のどの側面を統計調査で取りあげていくのかという点でも判断が必要になり、その判断次第で全体的か部分的な側面の取り上げになるなどの問題があります。また、統計生産者、一人ではなくて団体や組織でも構いませんが、何を統計で把握していくべきかという統計生産者の認識も統計データに影響を及ぼします。調査員の認識と回答する側とのコミュニケーションの状況によっても統計データが現実を反映しなくなる可能性があります。回答者の負担が大きかったり、記憶が曖昧であったり、あるいは答えたくないということがあれば、正確なデータがゆがめられる可能性があります。そうした限界が統計データにはあるので、統計データを扱う際には注意して見ていく必要があります。

ジェンダー統計に話を移しますと、男女別の統計ではないと先ほど言ったのですが、統計を作成する過程の全ての段階でジェンダー視角が組み込まれているのがジェンダー統計です。つまり、調査票を作る際にも、必要事項を説明して配布をする段階、その後、集計して公表をするという全ての段階で、ジェンダーあるいは可能ならばSOGIの視点を組み込んだ統計の生産であり、統計の利用であって、統計活動全てにおいてジェンダーが主流化したのがジェンダー統計だということになります。ですから、「男女別に区分された統計」という理解では弱いですし、「ジェンダー問題に特化した統計」というわけでもない。ましてや、統計分析で「男女の1変数を加えた」というモデル分析等でジェンダー統計というわけでもありません。

もう少し具体的に見ていきます。集計される、公表されるデータが性別あるいは可能であればSOGIの区分を持つことが必要です。その場合に、個人に関わるデータであれば男女、可能であれば性的マイノリティーの区分を加えること、さらに資源や制度や施設の利用状況などについても統計のできる限り性別表示が求められます。男女の区分だけではなく、より丁寧な分析を可能にするために、もう一つ重要な属性として、年齢だとか、そのほか関連するような社会的な重要属性を加えて、より詳しく状況を見ることが出来る多重クロスを備えた統計が用意さ

れるべきです。

次に、ジェンダーやSOGIに由来するような問題を統計で取り上げること。その際に、現状だけではなくて、その現状をもたらす背景や原因、さらにはその現状が影響する結果をすべて統計データにおいて多角的に取り上げることです。それによって、ジェンダーの格差やSOGIによる格差や差別を分析しやすくなるわけです。

第3に、統計で使われる定義や概念がジェンダーバイアスになっていると、せっかく集計しても使えませんから、バイアスが入らない、残らないようにしなければなりません。

第4に、統計データの収集方法においても、固定観念だとか、社会的文化的要素が影響して、男女やジェンダーの状況が分からない、隠れてしまうことのないように注意をすることが必要です。

日本での事例はたくさんあると思うのですがけれども、例えばデータがないとか、ステレオタイプで男女の状況が分からないとか、そもそも性別区分が弱い・ないという問題があります。

一つは、もう既に解消されてはいますけれども、以前、家計調査や全国消費実態調査で実際にあった例で、世帯主を男性と捉えているステレオタイプが家計調査においてありました。このように、平成4(1992)年までは「世帯主」に対して「妻」と置いていたので、暗黙のうちに世帯主を男性と捉えていたわけです。そこから「妻」を「配偶者」と変えて、「うち男」「うち女」という区分を設けたり、全国消費実態調査でも同じような改善がなされてきました。

さらに、第I期統計基本計画の素案では、ワークライフバランスは女性の問題だと捉えるような素案になっていましたが、その後、答申においては「男女共同参画の視点」とか「男女」というのが含まれるようになっていきます。

ここまでがステレオタイプに関してでした。

次に、男女別の区分を持つ統計が少ないという点について見ていきます。これは東日本大震災からの復興状況について、内閣府の男女共同参画局が行った調査です。それによると、自治体において51.3%が男女別に収集はしていないという回答がありました。

これもちょっと古いのですがけれども、男女共同参画局で平成25(2013)年に数値目標の中での男女別統計の整備状況を調べています。それによると、男女別に収集・集計・表章していないものがここに挙がっているものとしてあるのですが、そこには報告者の負担の軽減のためとか、男女別の把握は必要ないと考えているからという回答が見られます。非常に簡単ですがけれども、日本でのジェンダー統計が徹底していない例として挙げました。

世界と日本でのジェンダー統計活動の展開について見ていきます。国連においては昭和50(1975)年の国際女性年からジェンダー統計の高まりがありました。特に中心になっていたのはフィンランドやスウェーデンの北欧諸国と国連の統計委員会や国連統計部、以前のINSTRAW、今はUNWomenになっていますが、そこが中心機関です。以前は男性を中心にした統計になっていたから女性の状況が見えないことから、女性の統計の必要性が言われていたのですが、1990年代半ばからジェンダー統計になってきました。北京会議以降、少し停滞していたのですがけれども、平成18(2006)年から国連を中心にジェンダー統計の活動が国際的に展開していきま

の3つが国連を中心とする取組なのですが、2年に1度グローバルフォーラムが開かれたり、ジェンダー統計の計画もあります。また、専門機関のジェンダー統計に関するエキスパートグループがありまして、そこでの議論も進んでいます。実は日本がスイスとの共同議長国になっています。

国連のジェンダー統計活動は、非常に幅広くやっています、現在、SOGIや貿易や環境については検討が進行中です。また、生活時間調査をもっと大々的に活用しようという動きがあります。ここでは省略します。

ジェンダー統計をどうやって進めていくのかですが、国家統計システム、日本でいえば総務省統計局になるかと思いますが、そのジェンダー統計を進める上でのリーダーシップが必要であることと、法的枠組みが必要であること、生産者と利用者、利用者にはNGOだとか主任団体などを含みますが、そこでの対話・協力が必要であること、また、それぞれの統計を担当している部署にジェンダー統計を担当する部署をつくったりだとか、国家統計局とジェンダー関係部局との対話・協力が必要であることが国連の中で言われています。

ジェンダー統計に関するグローバルフォーラムが平成30(2018)年に東京で行われました。そのセッション5で「Gender equality and human rights」というテーマの中に、3か国、ニュージーランド、アメリカ、カナダがSOGIに関する調査を進めているという経過報告がありました。

日本の展開、動向ですけれども、第Ⅲ期統計基本計画が平成30(2018)年から現在ありますが、その第1の基本的な視点及び方針の中に、ジェンダー統計の整備が必要であることが書かれています。ただ、ここでは男女という二項区分であるのと、また「可能な限り性別ごとのデータ」となっています。

第5次男女共同参画基本計画は、御存じのとおり、多様な性をどのように統計で把握するかを検討することになっています。

ジェンダー統計研究や活動の動向ですけれども、国立女性教育会館が幾つか活動を展開していました。研究の分野では、経済統計学会のジェンダー統計研究部会が学会報告やニュースレターで取り上げています。公的統計とLGBTやSOGIに関しては、会員の伊藤陽一氏が国際的な動向を紹介したり検討をしています。ここは省略します。

男女共同参画社会とジェンダー統計の関わりについて見ていきます。そもそもSOGIに由来する格差や差別が現実社会にあるわけです。それがあから正していく政策が必要であり、かつ政策はその格差や差別を縮小するように働くわけですが、これらに統計データが関わっています。そもそも格差や差別という現状を把握することや、格差や差別の要因を明らかにしていくこと、その政策の進み具合を評価・監視したり、EBPMを可能にしたり、数値目標を導入していくことによって、政策の実効性を高めていくわけですが、これらが全て統計データと関わっています。統計データは格差・差別と政策に大きく影響を及ぼし、ですから、ジェンダー統計が必要です。

「おわりに」ですが、性別欄の廃止が進んでいることに危惧を持っています。性別欄の廃止

は男女間の格差や差別を見えなくし、ジェンダー平等などを進めることを難しくするからです。政府統計の中でどのようにSOGIの調査を行っていくのかについては、諸外国の先駆的な実践例から学ぶことと、国内において当事者団体と統計の生産者との協議や、当事者の意見を聞きながら調査の在り方を考えていくことが必要だろうと思います。

既に内閣府からも報告がありましたが、諸外国ではSOGIに関して2段階の質問、すなわち出生時に指定された性と現時点でのジェンダー自認、という2段階で聞いています。そうすることによってより丁寧な調査が可能になると考えられます。

先ほど性別欄の削除を言いましたが、村尾さんの御研究を紹介しておきたいと思います。村尾さんは、男女別データを使って国家公務員の幹部候補生の採用選考プロセスのジェンダー平等・不平等を時系列で検討しています。ただし、地方公務員に関しては、申込者の性別欄の情報の廃止が進んでいるので、検討が困難になっていることに警鐘を鳴らしています。それに関して、イギリスの国家公務員の試験の応募者と合格者の性別情報は、「女性」「男性」「その他」に分かれており、それら3つの性を比較することによって、トランスジェンダーも考慮して比較できるし、男女の状況も比較できることを示しています。ですから、性別欄廃止では採用選考の各段階のプロセスの性差別を見えなくしてしまうと警鐘を鳴らしています。

SOGIに関していうと、そもそも性的マイノリティーと非性的マイノリティーとの公平や公正等の観点だとか、性的マイノリティーの人権の観点から調査をする必要がある、その機運が高まりつつある、日本でもそうであるということが言えますし、データの品質の観点からもより正しく把握するために必要ではないかということが言われています。実際に、国連とかUNECEという団体になってしまうと、なかなかガイドラインだとか指針を出すのが難しいところはありますが、各国の動き、例えばオーストラリア、アメリカ、イギリス、ニュージーランド、カナダ等々、公的統計においてのSOGIに関する調査の在り方の検討を進めています。実際に調査をすることによって実態が把握できる、状況が可視化できることが報告されているので、そういうところから学んでいくことが必要であろうと思います。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

大体20分で、お時間がかなり内容的には短いのですけれども、すみませんが、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では、次、繁内さんから御報告を20分程度ということでよろしく願いいたします。

○繁内構成員 お話をさせていただきます、繁内と申します。よろしく願いいたします。

そもそも最初に1回目のときにお話をさせていただいたように、アイデンティティーとはそもそも何なのかということもここでもお話をしておきたいと思います。アイデンティティーというのは哲学とか、心理学とか、精神医学とか、様々な学術の中で用語として用いられているというのが1点。それと、日本語にアイデンティティーに相当するものがないと言われていきます。アイデンティティーは西洋哲学の概念で、語源は古いと。ラテン語からフランス語を経て英語圏でも使われるようになったという経緯があると。ここを押さえておきたいと思います。

先ほどの杉橋先生のお話にもありましたように、この問題を議論する、あるいはデータを読み取るに当たって、例えば現状であったり、原因であったり、背景であったり、影響であったりすることを考えることが大事だという御指摘があったと思うのですが、今回、私が最も違和感があったのは、私はゲイの当事者なのですけれども、性別欄を廃止してほしい、性別を聞かないでほしいというのが、あたかも性的マイノリティーの当事者の全体の総意であると認識されては困るなということがあります。当事者の中にも当然のことながら多様性があります。そして、性別欄を残してほしいという意見が私のところにはたくさん届きます。どうやったら届くのだということについても後でまた質問させていただこうと思うのですが。では、誰が残してほしいと言っているのかということをご皆さんにお知りおきいただければありがたいと思います。

昨日、性別欄のことについて私の知り合いと話をいろいろする中で出てきたのは、残してほしいという人の中に、性分化疾患の皆さんがいらっしゃいます。性分化疾患の人たちは、皆さん御承知のとおり、体の発達が違う、男女でもいろいろな体のつくりをしているということなので、あくまでもこれは男女の話なのですね。実際に先ほどの御説明にもありました「その他」で聞くことに対しては、これはもう性分化疾患の皆さんは絶対にやめてほしいということをおられます。実際に「その他」の記載欄のある質問、調査が回ってきたときに、自殺未遂があった、子供が自殺未遂をしたと。そのぐらい「その他」というところで表現されてしまうと、性分化疾患の人たちはステレオタイプで男性でもない女性でもないとか、あるいは現在には問題がある言葉ですが、両性具有とかとかつては言われておりましたけれども、それはステレオタイプで全く違うのだと。そこに悩んでいる人、そこに悩んでいる子供、性分化疾患の子供は親にもなかなか言えないと。非常にセンシティブな問題もありますので、その子供が「その他」を見たときに、もう死にたいということで自殺未遂をしたことは伝えてほしいということをご昨日お話しされていまして、私もそういうことはあるのだなということも勉強させていただいたということです。

この「Gender Identity」の訳語ですね。日本語訳については、そもそも与党案は「性同一性」を使っていました。野党案はそもそも「性自認」を使っていて、それぞれの定義が全く異なっています。「性同一性」の定義は、自分が男性だと思えば男性、女性であれば女性というようなものではないということです。ここに書いてある、これは法律の文章ですので非常に難しいですが、「斉一性の有無及び強弱」というものを盛り込んでいるのが与党案です。それに対して、野党案は「自己の性別についての認識」という本当に簡単に定義し過ぎていて、野党案を実際に英語に直訳すれば、これは「Gender Identity」ではありません。「Gender self-recognition」ということになって、「Gender Identity」の訳を全く違う定義をしているのが野党案だと私も考えています。6年間、衆議院の法制局とも関わっていただきながらこの議論をしてまいりました。

なぜ「性同一性」を与党案が採用したかということについては、これは明治大学の佐々木掌子先生にいろいろな御助言をいただく中で挙げたものなのですが、1つは、学問上の連続性の

ためですよと。2つは、内容上の適切性のためですよと。3つ目は、国民の理解増進のためということをもって「性同一性」を採用したということになります。大事なのは3つ目だと私は思っています。意識として現在社会的にどうか、国が使っているもの、自治体が使っているものについても「性自認」というのが非常にたくさん採用されていますけれども、学問的に内容的に妥当性のある訳と言えるのは「性同一性」であると。そして、非常に難しいですけれども、きちんと国民が理解をし、学んでいただくためには、遠回りではあるけれども、「Gender Identity」ということについて正しく認識を持ってもらうことから始めなければ、ある意味、差別や偏見はなくならないと考えたのが自民党内での議論、この6年間だったのかなと、そのように思います。

これは余談になるのですが、私の個人的なお話を少しします。6年間、真摯にこの「性同一性」「性自認」ということについて議論をしてまいりましたし、たくさんの時間を費やしてきたのが事実です。けれども、去年、毎日新聞本社のホームページで記事が流れました。その記事の内容は、繁内は差別主義者ということになっていました。何を言っているのだろうなと思いましたが、こういうことを言うこと自体、議論すること自体が、トランスジェンダーの人権に対して無理解だと返ってきてしまいました。私はずっと言ってきたのは、法律をつくる中で、法律ができて以降のリスクマネジメントをしているのだと。立法措置上のリスクマネジメントをしないで法律をつくったらどうなるのだと。そんなことをすると、欧米がかなり混乱をしているのは皆さん御承知のとおりだと思います。トランスジェンダーのことなのですが、スポーツでのことだとか、様々な女性の専用スペースについて国民に多様な意見がある中で、一方的な意見により国を動かしてしまうと、各国の国民生活の中でも混乱が生じているという現実問題があります。ですから、正しく理解するためには「性同一性」という非常に難しい言葉なのですが、ここは皆さんがそうだったのかと学んでいただかないと、根本的な解決にはつながらない、むしろ極端な方向に進んでいってしまっているのが世界の現状ではないのかなと思います。

ここで耳慣れない言葉かもしれませんが、これは女性専用スペースだとか、あるいは女性問題を考えているグループのホームページから許可を得て使わせていただいているのですが、セルフIDというのは、自分で自分の性別は決めるのだよというようなことです。トランスジェンダリズムとはというのは、これはもう政治運動のことだと定義をされています。こういう団体も全て差別主義者扱いにされている団体なのですが、現実、こういう定義づけがされていることも御承知おきいただきたいかと。そして、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律、いわゆるGIDの特例法の条件緩和が自民党内でも議論をされている最中であるということです。それとセルフID、トランスジェンダリズムとをどう昇華させていくか、うまくバランスを取りながら考えていくかということは大きな課題になっているのだと、私もいつもオブザーバーとして毎回会議に参加しておりますけれども、痛感をしているところです。

昨年秋の第207国会（臨時国会）の会期中に、超党派議員連盟というものがあまして、与野党で協議をして合意案ができました。その合意案を各党に持って帰ったところ、自民党の中

で大激論になってしまったと。そして、結局その国会に理解増進法案を提出することができなかったという現実があります。何が激論になったかという、2つの要素があります。一つは自由民主党理解増進法案で、自民党案の中に盛り込まれていないものが合意案の中で入りました。それが一つは「差別は許されない」という文言です。当たり前のことです。これは憲法の中にも書いてあります。当たり前のことなのだけれども、この理解増進法案の中で「差別は許されない」ということを盛り込んだときに、非常に反発があったと。

これは私が先ほどから申し上げておりますように、法律ができて、その法律に基づいてガイドライン、指針ができるべきだと思います。まだ法律ができていないにもかかわらず様々な検討をすると、ばらばらになってしまう可能性があるし、実際、自治体ではかなりばらばらになっています。自治体の研修も私は行かせていただいているのですが、自治体の要望もそうです。国が早くいろいろと決めてほしいと。そうでなければばらばらになってしまうという強い危機感を自治体の皆さんは持っておられることもよく分かっています。

それで、理解増進法案の法の精神に差別禁止はなじまないということが一番大事なことなわけですね。なぜ駄目なのかというのは、私がこだわったのは、第1条の中に「精神の涵養」と「寛容な社会」という2つの文言です。この点については、衆議院の法制局とも議論を交わしました。けれども、この精神の涵養がどれだけ大事かというのを議論し尽くして、最終的にこの2つの「カンヨウ」、日本語は難しいですが、この「精神の涵養と寛容な社会」というところが一番の重点があるのだよということで、第1条に盛り込まれました。国民の寛容な精神、社会の寛容と差別禁止は馴染まないということです。

「性同一性と性自認」の話なのですが、この「性自認」の定義の問題点があります。それで行き過ぎたトランスジェンダリズムによる混乱が引き起こってしまっていると。その文脈の中で、お風呂はどうするの、トイレはどうするの、スポーツはどうするのということを見ると、これはもう差別ということで返ってきてしまいますので、議論もできないような状況に陥っています。当事者の中でも私と近い当事者は非常にたくさんいます。もう一つは、論ずれば差別ということに対しては、多くの当事者は反発をしている現実もあります。いろいろなことをみんな議論して、そして、これはいい、これは悪いということを経験していきながら、論じてもいけないというようなことに対しては、先ほどの性別欄を削除することが当事者の願いである、総意であると捉えてもらったら全く現実と違うということも付け加えておきたいと思います。

これも個人的な話で恐縮なのですが、私は6年間自民党で政策アドバイザーを務めてまいりまして、様々なことを議論して、そして、様々な専門家の先生の御意見もたくさん聞きました。ですから、流れも一番よく分かっているのです。各新聞社、テレビ局、いろいろな取材があります。ただし、取材されてもほとんど私の意見は採用されません。なぜでしょう。私は一回怒ったことがあります。これは取材ですか、それともあなたのお勉強ですかと言いました。私は取材だと思うから一生懸命考えてお答えしても、でも、あなたは一度も載せてくれたことがないねと。何でそうなるのですかと。特にテレビは公共の電波を利用しますから、対立する意見があれば、違う意見があれば、どちらも報道するのが大事だと。しかし、NHKでさえ

も放送しないし、私は一度も出たこともありません。たくさん記者は知っておりますけれどね。それがあたかも当事者全員が性別欄をなくしてしまえと思っていると思ったら大きな間違いであるということは、もう重ね重ね言っておきたいなと思います。

昨年の超党派議員連盟での与野党合意案において「性自認」の再定義がなされました。これは「性自認」というのは「自己の属する性別についての認識に対する斉一性の有無及び強弱」ということで、何が大事かということ、「性自認」イコール「性同一性」だと再定義したことに大きな意味があります。つまり、自分が男と思えば男、女と思えば女、そして、性別の流動性の保障というところで、簡単に自らの思いで流動化できるということについてはどうなのということが、国民として議論をしっかりしていきたいなということだと思えます。ですから、安易に「性自認」を自己の属する性別と法律で定義づけることをしなかったという意味では、この合意案は将来に向けて、結構私は大きな意義があると思うのですが、「性同一性」から「性自認」に言葉を変えた途端に反対という声がたくさん出てきてしまったのが非常に残念だなと思えます。

理解増進法案における先ほどの循環定義です。「性自認」イコール「性同一性」という循環定義ですが、「性自認」と「性同一性」はもともと「Gender Identity」の訳語であるので、本来は同じでなければいけないのですが、いきなり違う意味で自分の性別は自分で決めるのだというところに行ってしまうということだけは混乱のもとになるので歯止めになったと思えます。

性同一性障害の性別の取扱いに関する特例法の条件緩和ということ、これは何をどこまで緩和するのかということも非常にセンシティブな問題になっているのだろうなと横で見えております。

議員立法は成立するかどうか、あるいは国の指針、ガイドラインは一体何を基準にしてつくるのか、誰の声を聞いてつくるのかということも、皆さん方と一緒に今後大いに国民的な議論をさせていただければありがたいと思えます。

我が国の法律として用意をしたいのが理解増進という考え方です。これはダイバーシティとインクルージョンというのと根本的に違うということです。理解増進というのは、平成12(2000)年にできました国の人権教育啓発推進法から始まっています。つまり、ボトムアップです。国民が学びを広げ、みんなで共有をして、みんなが納得しながらボトムを上げていこうという政策の方向性です。

ダイバーシティ&インクルージョンというのは、グローバルスタンダードです。駄目なものは駄目、そして、それをトップダウンして、差別を禁止して罰則を科す。そんなことをしたら納得できない人々の心はどうなってしまうか。腫れ物に触ってしまう感覚になりつつあるのが現状だと私は思っています。実際、そのような皆さんのたくさんの御意見もお聞きしています。

私たちは課題の完全解消をしたいわけです。そうすると、我が国における過去の人権課題の解消に向けた人権活動の取組の歴史をどう生かしていくのかを真摯に振り返る必要があります。私はこの6年間、同和の問題に取り組んでいる団体の皆さんとたくさん意見交換をしてきまし

た。私が親しくお付き合いをいただいている団体の人たちは、「同和の二の轍は踏んではいけない」と言われることが圧倒的に多いです。そうではない人もいらっしゃいますが。ですから、過去の歴史をきちんと知って、そして、できるだけ人権課題の完全解消を目指す。人類史上、人権課題で差別偏見がなくなった国はありません。地域はありません。これは歴史を見れば分かります。ですから、課題を全部解消するにはどうしたらいいかという筋道を、右から、左から、上から、下から眺めながら考えていきたいと。

課題の完全解消に向けているはずが、途中のプロセスで分断をさせてしまえば、それは結果としては差別偏見を固定化し、潜在化させてしまう。つまり、目指した社会と真逆の世界に陥ってしまう。合成の誤謬が生じてしまいます。国は森を見て木を見ることが大事です。木ばかり見て個別の事情で答えてしまうと、合成の誤謬が生じてしまいます。例えば貯金をすることはいいことです。しかし、国民全体が貯金をしたらこの国は一体どうなるか。私は、まさに合成の誤謬ということが、このジェンダーの問題についても引き起こってしまいかねないという意味での危機感を持っていますし、そのことに対して多く賛同してくれる方がいらっしゃるのですが、そういった声はどこにも届かない、多様性が否定されてしまっているという現状をお話しして、私のプレゼンテーションを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

お時間をお守りいただきまして、ありがとうございます。

では、3つ目の最後の今日の報告に移りたいと思います。岩本さんからどうかよろしく願います。

○岩本構成員 それでは、お話をさせていただきます。枚数が多いのですが、資料を共有するという意味もありまして、たくさんつけさせていただきましたので、はしよりながら御報告させていただきます。

私は専門分野は教育社会学やジェンダー学で、長年にわたり、社会調査を直接手掛けたり、調査にアドバイスを求められたり、いろいろな形で関わってきました。ジェンダー学関係では、最近ではLGBTがおかれている諸課題や、あるいは広告や広報のジェンダー表現の課題についても取り組んでいます。

今日の報告では、背景と基本的な考え方、性別欄の必要性の精査、回答に協力を得やすくするために、ジェンダー統計の充実・向上のために何が必要か、こういうことを実務上の事例紹介を中心にお話しさせていただきます。

SDGsとジェンダー統計については、皆さんよく御存じのとおり、SDGsでもジェンダー統計をしっかり把握するようにと政府指針に明記され、先ほど繁内さんからもお話があったように、政府の第5次男女共同参画計画でも多様な性へ配慮しつつしっかり男女別データを把握することが方針として既に定められています。

その一方で、トランスジェンダーにとっての性別欄に関する困難が様々な形であります。必要以上に性別欄があり、またいろいろな場所で記入を求められる現状があります。そのことによって苦痛を覚えたり、それがマイクロアグレッションとして、一回一回はそれほどではなく

ても、それがずっと長年積み重なることによって非常に社会生活上困難を感じる、あるいは手続等をちゅうちょすることになります。その中には、病気でも医療機関にかかれなとか、選挙の投票にも行けないとか、図書館で本を借りられないといった、社会生活や公民権の行使自体に大きな支障があるという場合があります。あるいは性別欄の設問で何を尋ねたいのか、何で尋ねたいのか趣旨がよく分からないので、トランスジェンダーにとってはどう答えたらいいのか、自分の場合に当てはめてどう判断したらいいのか困るという場合もあります。あるいは、記入した書類での性別情報が人に知られたり、それがアウトティングのおそれになったりということがあります。情報については、誰もが自己情報のコントロール権を持つということが国際的に人権として扱われるようになってきました。自分の情報の保護や修正を求める権利です。

そうした中で、個人情報保護法ではどうなっているかという、個人情報とは誰かということが識別できる情報です。氏名がなくても性別欄プラスアルファでこの人だということが分かれば個人情報になります。本人あるいはパートナー、家族の性別欄から、その人の性的指向や性自認・性別移行が分かる場合もあります。ちなみに、EUはGDPR（一般データ保護規則）で「性生活」「性的指向」についての情報を要配慮個人情報として保護し、日本も協定により、EUから移転された情報はきちんとそれに沿って扱うことが定められています。

まず、基本的な考え方として、ジェンダー統計のために性別欄が必要というのは、私も皆様同様、共感するところです。その際に、理念だけではなくて個々の文書ごとに、どういうものかということに応じて丁寧に検討することが必要であろうと思います。社会調査でもいろいろセンシティブな質問をすることがあります。あるいは尋ねなければいけないということがあります。そのときに、調査する側、回答する側両方にとってメリットになるような最適なバランスを、調査ごとに研究者は考えています。回答者の負担は最小限にし、きちんとインフォームド・コンセントをとった上で、こういう調査研究のためにこれはぜひお尋ねさせていただきたい、というようにしています。

他方で、統計には関わらないけれども性別が必要、あるいは書いてあるという書類が山のようにあります。印鑑登録証明書は今、自治体の1割以上は性別欄を削除しているはずですが、削除した自治体で困っているという話は聞いたことがありません。その他に、生徒証、住民票、投票所入場券などもろもろあります。警察が暴力団など反社会的勢力の排除のため、公共入札の際に企業から役員名簿を出してほしいとしてチェックをしていますが、この「国の行政機関が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（通達）」に収録された書式もばらばらで、内閣府、復興庁、防衛省など、ほぼ全ての省庁は性別欄がないのですが、財務省のみ性別欄があります。多分、警察側のチェックリストに挙がってくるのはほとんど男性だと思うのですが、そういう意味でもあまり意味がないですね。

性別欄削除の動きの背景として、自治体の活動があります。全国市長会が政府に対する予算要望を毎年しているのですが、その中で、法令等で定める公文書、すなわち自治体独自の文書ではなくて政府が定める文書について、廃止を進めてほしいという要望が平成16(2004)年度に出されました。この背景には、平成15(2003)年に性同一性障害特例法が制定されたこともあつ

て、それぞれの自治体の現場の声を踏まえて要望したということです。

昨年には富山県が一般啓発用に資料のチラシ「その性別欄、必要ですか？」を作成し、本当に性別欄が必要なのかどうか、見直したり工夫したりできないかということと呼びかけています。

次の図は宮崎市の例ですが、こうしたフローチャートを作って、市が性別欄を削除できるかどうか判断しています。第1段階として、県や国が様式を定めていたら削除できない、第2段階として、業務上必要か判断し、必要なれば削除の手続きに進みます。ただ、その判断の中で「統計上、収集する必要がある」「男女共同参画の観点から収集する必要がある」という、2点は確かに判断基準が分かりにくいので、明確な指針があればいいかと思います。

性別情報の流れという点から整理すると、大きく分けて、本人・家族から行政や会社等に行くものと、その逆の流れのものが 있습니다。本人・家族から行くのは申請書・届などで、その一部は業務統計になります。この場合は性別欄は必要性を個別に判断することが必要です。匿名のものは意識調査が代表的で、これは調査統計に直結します。意識調査の場合は匿名なので、ほかのデータと連結しない、あるいはできないということをお前提にしています。その上で、積極的に答えてくださいということをお願いしています。

逆の流れについては、本人・家族がもらう書類は性別欄が基本的に不要です。免許証・IDカード・証明書はほかの人に見せる必要があるのですが、そこに性別欄が必要かどうかはケース・バイ・ケースで判断する必要があると思います。

ジェンダー統計の分類については、先ほど杉橋先生からもお話があったように、一次統計として「調査統計」や「業務統計」があり、それら一次統計を加工した「加工統計」があります。調査統計は本人や世帯が回答するものと、組織が回答するものがあります。例えば学校基本調査は文部科学省が全ての学校に毎年調査しています。その中では男女別に教職員や児童生徒学生の人数を尋ねています。例えばお茶の水女子大学で男子学生が何人いるかということについて、文部科学省は自認の性別で、つまり、学校の中で暮らしている性別で回答してもよい旨指示したと聞いています。トランス男性の入学を認めている、ほかの女子大についても同様です。つまり、学生生活を送っている女性は何人という扱いをしており、そう扱っても集計結果に実質的な影響はないとしています。もし戸籍上の性別で回答が必須となってしまうと、入学した学生にも大学の運営自体にも混乱やトラブルが生じる可能性があるため、そうしたトラブルを防止する意味もあり、そう扱っているということです。

情報の送り手から受け手へと、私たちは性別を伴う情報をやり取りしているわけです。そこで送り手側については個人を実名と匿名の2つに分けて、表の行では送り手を4分類（個人（実名）、個人（匿名扱い）、企業などの事業者、政府・自治体）、列側では受け手を3分類（個人、企業などの事業者、政府・自治体）して資料の表に整理しました。第1行では個人から個人、あるいは企業等、あるいは政府等に情報が送られます。その中でジェンダー統計に関わる部分は、基本的に表の第3列の、政府・自治体が受け取る情報です。個人が政府や自治体に提出した性別を含む情報、例えば出生届とか死亡届などの届けや申請書は、そこから書類の情報

の一部が人口動態統計などの業務統計に使われます。第2行で個人（匿名扱い）が政府や自治体に出す性別情報の代表例は意識調査・実態調査です。第3行の企業などの事業者が政府や自治体に出す性別情報は、事業所統計、学校基本調査など、調査統計に使われます。第4行のように政府や自治体が持つ性別情報や統計は、編集加工して業務統計や加工統計に使われます。ですから、このワーキング・グループで検討の焦点になるのは、主に表の第3列の第2行～第4行の部分です。なお、一部の企業では個人の性別情報を社内の業務統計に使っている場合があります。

では、次に実例についてお話しします。性別欄を削除した例として、健康保険証とセットで使う幾つかの書類があります。特定疾病療養受療証、限度額適用認定証などは健康保険証とセットで使うので、性別は実務上不要です。また、紛失した場合などの再交付の申請の場合も、再交付だから別に性別欄がなくても、申請書類を受け取る側は分かっているので不要として削除されました。

この背景は、地方分権改革での自治体からの要望によるものです。最初の呼びかけは明石市で、具体的に厳格な本人確認が強い心理的負担となったり、行政手続自体をためらうことにつながるということで相談を受ける事例が多々あって、相談しないまでも実際に多くの市民が同様の悩みを抱えているということで、資料の字が細かくて恐縮ですが、こんなに多種類の書類について、性別欄がなくてもいいと思われるので検討してくださいという要望が政府に寄せられました。

ジェンダー統計では、例えば男女の比率を知る必要があります。では、性別に男女以外のカテゴリーがあったら困るのか困らないのかという点については、従来もアンケート調査で性別欄の回答を忘れていたり答えない人がいたわけですから、除いて算出するとか、自認の性別を聞いてから自認の性別で算出する、あるいは社会的に生活している性別で算出する、出生届の性別で算出するという方法をとることができます。トランスジェンダーの割合は調査にもよりますが、0.数%、最大でも1～2%程度いたということです。多くの場合、トランス男性とトランス女性が対象に含まれるので、人数なり男女比は一般にはある程度打ち消し合う効果もあるため、そのどの方法で計算しても非常に近似した数字になるので、求められている精度を踏まえて統計の目的に応じて考える必要があるでしょう。医療関係の場合には、出生時に届け出られた性別が基本になると思います。

この文京区の調査の例では、性別は「男性」「女性」「その他の性自認」の3カテゴリーです。これは性自認ということをはっきり打ち出した例で、性分化疾患の人への配慮でもあると聞いています。

次は大阪市民調査の例です。出生時の性別、性自認、性的指向を尋ねています。これは学術的な調査ですので、官庁統計とは違いますが、海外の事例も参考にして設問した例です。

性別を尋ねる際に、「戸籍の性別は」と尋ねてしまうと、外国籍や無国籍の人は戸籍がそもそもないし、海外にルーツを持つ人にとっては、海外では戸籍がない（中国を除く）のでわからない人もいます。海外ではBirth Certificate（出生証明書）です。こうしたことを踏まえ、

「出生時の戸籍や出生届の性別は」と、調査の精度を上げつつ、わかりやすく丁寧に聞くことが必要と思います。

日本図書館協会の「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」は、障害者差別解消法がきっかけで平成28(2016)年に制定されたのですが、単に障害を持つ人だけでなく、例えば妊娠している人など、利用にハードルがある人を包括的にカバーして、バリアをできるだけなくしましょうという趣旨で、様々な側面に目配りをしています。その中で、新規利用登録用紙の性別欄については、「性別欄を削除するか、記入を任意とし、そのことを明記」しましょうというルールになっています。金沢市はこれに基づいて登録用紙に性別欄の記入は任意と明記して、男女別の図書館利用者数などのジェンダー統計もこの登録用紙の情報に基づいて作成されています。

「性別欄とジェンダー統計」についての対処法の第1は、個人の性別情報は非公開にしつつ、統計的なデータは作成する方法です。「立候補届出告示事項」の改正（令和2(2020)年）は、この方法で行われています。

第2の方法は、統計に使うメインの書類は性別欄を残し、副次的な書類のみ削除する方法です。例として、ストーカー行為について警察が作成する「ストーカー事案認知原票」があります。メインの書類に加え、もし援助の申出とか告訴とかがあれば、それについてはまた補助の書類を追加する方式になっています。被害者の負担軽減のため、あるいは申出をためらったりということがあればよくないので、この図の「警告申出書」のように、以前は氏名の横に性別欄があったのですが、今は削除しています。メインの認知原票の書式には性別欄を残しています。

資格試験・国家試験については、基本的には受験の願書を出して、結果が届き、資格を申請して、免許が発行されるという仕組みです。したがって、最初の出願時に性別欄があれば、その性別欄の情報を使えば、今はコンピューター処理されていますから、ジェンダー統計が計算可能になります。免許証に性別欄があると、仕事で見せることもありますから、その際にアウティングにつながったり、あるいはそもそも免許を取得するハードルにもなりかねません。全ての資格でジェンダー統計が要るのかどうか、その辺は議論が必要かもしれません。実際には省庁によっていろいろで、運転免許証は性別欄がないのは皆さんご存じのとおりです。パイロットも船舶免許も性別欄がないのですが、鉄道の動力車操縦者運転免許証だけはなぜかあるのが現状です。自動車整備士のように性別・本籍も手続で全く要らないという資格もあります。

厚生労働省が昨年から施行した「労働安全衛生法による免許証」の新様式では、旧姓を併記可能にするのと併せて、性別欄を免許証には載せないようにしました。願書の性別欄も削除されたのですが、それは当事者たちが要望したわけではありません。民間でも同様の取組みとして、医療機関の診察券や、マイレージカードの性別欄削除が行われています。記名式の定期券でも会社によっては性別欄がないところもあります。

第3の対処法として、全数調査から抽出調査に切り替えるのも一つの方法です。投票については、IT化で例えばバーコードで処理すれば全数であっても性別は気にせずに投票しやすくな

るし、あるいは抽出調査に基づく方法もあります。具体例として、総務省がまとめた「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」のグラフを示します。昭和42（1967）年から抽出により調査がなされ、結果が公表されています。

法的根拠としては、公職選挙法自体には集計を求める規定はなく、この図の「公職選挙法施行規則」第二十四号様式の中に男女別投票者数の記入欄があり、それが根拠になっています。

ところが、現実には、これは報道された宮城県の女川町の例ですが、投票所入場券に性別が記載され、送付用封筒の窓枠から性別がはっきり見えています。特に地方では郵便を配達する人も近所の知り合いだったりすることもありますので、アウトティングにもなるし、こんな状況で投票に行くことを求められるというのは苦痛でもあるし、非常に問題です。この後に改善要望が町に出され改善されたと聞いています。

各地でいろいろな団体が不要な性別欄をなくしてほしいと要望していますが、全国には市区町村が1,700以上ありますから、なかなか大変です。それでも、頑張って働きかけている当事者団体があるところでは、地元の選挙管理委員会と連携して改善が進められています。

第4の方法はデータマッチングです。別に性別欄の付いた名簿情報のファイルがあれば、回答に性別欄がなくてもコンピューター上でファイルをマッチングした上で、統計を出すという手もあります。

自治体の性別欄の扱いについては、前回のワーキング・グループで少しお話したように、市区町村ごとにばらばらです。このため2,000個問題ともいわれる自治体の基幹業務システムを統一・標準化しようという動きが進行中なので、このワーキング・グループとしてそこにも貢献できるかと思います。

既存統計の見直しも課題です。自殺統計での動機分類（警察庁「自殺統計原票」）では「男女関係」という分類があり、犯罪統計での動機分類（警察庁「犯罪統計原票」）や「行方不明者」の原因・動機分類（警察庁）では「異性関係」という分類があります。これらは異性に限定となっていてLGBTQの実態を統計が適切に反映していません。しかし国際的には国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の犯罪統計の動機分類では性別を限定しない形になっているので、そういう国際的な基準に合わせるように改訂が必要だと思います。

ISOの情報処理上の性別に関する国際規格（ISO/IEC 5218:2004）や、パスポート・難民旅行証明書の性別に関する国際ルール（ICAO Doc 9303）などでは性別欄について国際的な規格が定められています。

国勢調査への要望としては、平成22(2010)年から同性カップルが調査対象なった場合の改善要望が出されていて、平成27(2015)年については資料のような改善要望が総務省統計局になされました。「性別」欄については、書き方を問い合わせた場合のみ「自認の性別で回答してもよい」と回答することになりました（電話相談のQAに記載）。

まとめとして、人権保障とジェンダー統計の維持・充実、どちらも大切ですし、両立可能なので、それを目指すべきと考えます。性別欄の内容あるいは性別欄を残すかどうかは、1件ずつ個別に丁寧に決めるべきです。実態としては、自治体や省庁などで、大体は丁寧に1件ずつ

検討していますが、そうした情報がまとまっていないことが課題ですので、それをしっかり情報共有して生かすことが必要です。それと併せて、SOGIESC（性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴）の視点も入れてジェンダー統計を見直し、改善・充実に努めるべきというのが結論です。

以上で報告を終わらせていただきます。若干長くなって申し訳ございません。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

先生方、時間の制約上、何回かダメ出しをしておりあと2分とか3分とかと言ってしまっごめんなさい。ありがとうございました。

資料につきましては先生方のお手元にあると思いますので、事務局からも情報提供がありましたけれども、あと40分ちょっとということで議論をさせていただきたいと思います。御自由にどうかよろしく願いいたします。手を挙げていただければよろしいかと思っておりますので、どうでしょう。よろしいですか。ありますか。

神谷先生、どうぞ。

○神谷構成員 今日はお三方に大変貴重な御発表をいただきまして、本当にありがとうございます。お三方の御発表とも大変に勉強になりました。

お三方にそれぞれ御質問をしたいと思うのですが、まず杉橋先生にお伺いします。本当に杉橋先生のおっしゃっていただいたとおりに、また私も初回で質問したとおりに、SOGIについてもぜひ統計を整備してほしいなと思っています。ところで、岩本先生も少しおっしゃっていましたが、一つの例として競争倍率を測ることなどに課題があると思っております。結局、評価と結びつくのではないかというところが一つ懸念になっています。例えば履歴書に書いて、出して、そもそもそれを統計に使うのかというのは組織内の社会保険労務士にも妥当性を指摘されていて、履歴書で取った情報を統計として使うのかという問題があると聞きます。ですから、これを機に例えば履歴書ではなくてWEBエントリーの段階などで、統計で使うことを前提にこのワーキング・グループで議論したような工夫したものを記載し、その評価者の目に触れるものとは別にします。そういうありようや工夫は、岩本先生からもお話しがありました。ジェンダー主流化を前提に、その辺についてはどういう御感想、御意見をお持ちか教えていただければと思います。

前、先生が選挙の関係でも、新聞でコメントもされていたと思うのですが、統計と表示、取り方の工夫についてどのように思われているかについて教えていただければと思っています。

また、繁内先生のお話からは、御主張の背景が大変よく分かりました。ありがとうございました。ただ、男女共同参画の基本法は3条で差別的取扱いを受けないことと規定されていたかということをお出しするとともに、言葉については、歴史的に、あるいはどの分野でどのように、あるいは政府や行政が位置づけるのかというのは議論があるところだと思っています。一般的、実践的に分かりやすい言葉はどのようなものなのかということもあるかと思っております。また、先生もおっしゃった中に性分化疾患関連の例もありましたけれども、どの性別を尋ねているか明示することが大変重要だと思っております。そこが分からなくて傷つくのであれば、なおさら明示し

て聞くことが大事なのだなと思ったのです。

2つ質問がありまして、当初は性同一性が使われることが多かったわけですがけれども、性自認という言葉が医学的な分野も含めて使われるようになった、あえて性自認が使われるようになった経緯は御存じでしょうか。また、繁内さんは性同一性障害特例法上の性同一性障害に限定したくて性同一性という言葉を使ったほうが良いという御主張についてはどのように思われるでしょうか。お伺いをしたいと思います。

また、岩本さんにつきましては、これは杉橋先生にも関わるかもしれないのでお答えいただいてもと思うのですが、全数調査ではなくて抽出調査にするというところはいろいろと御意見と議論があるところなのだろうと思っています。お話の中で、統計におけるトランスの扱いと結果的に近似値になるのではというお話はまた別にありましたけれども、全数と抽出という点について、岩本先生からより補足的に、もう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

何回か回ったほうがいかなと思うので、3分程度で。

○神谷構成員 申し訳ないです。

○白波瀬座長 ごめんなさい。最初に言えばよかったのですがけれども、御回答もそういう形だと何回も回れるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

3名の先生方、お一人ずつということで、よろしく願いいたします。まず、杉橋さんですね。

○杉橋構成員 評価に関わる場所での性別の在り方ということなのですかね。履歴書等で性別欄をなくすという動きがあって、アウトティングにつながるという点については、問題だと思えますし、それによる差別が実際に起きているので、そこは非常に丁寧に配慮しなくてはいけません。それをどう具体的にやっていけばいいのかというのは、今、考えを持ち合わせていないのですが、岩本さんがおっしゃっていたようにエントリーシートを利用するか、ほかの情報で組み合わせるといった形で、評価と結びつかないようなやり方を模索することになるかと思っています。

抽出調査に関しては、私はあまりお勧めしません。マイノリティーの調査で統計的な誤差が出やすいという問題があること、しかしマイノリティーの状況の傾向を読み取るとか、速報性の観点で使える部分はあるとは思いますが、アメリカでも標本調査を使って、傾向を示しています。しかし、できればサンプル数が大きいほうが正確性が保たれるのではないかと考えています。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

繁内さん、どうですか。

○繁内構成員 神谷さんから御質問があったので、私のお答えをしようと思っているのですが、

性自認という言葉が精神医学など様々な学問領域で使われるようになってきた経緯については、これは実際に私も同じ疑問を持ちました。それでいろいろな人たちにヒアリングもさせていただきました。その中で多かったのは、分かりやすさということと言われる先生方がいらっしゃいます。例えば精神医学の先生なども、最初は性同一性を使っていたけれども、近年は性自認を使っているのが多くなったよねということをおっしゃるので、分かりやすいということが基準になると思います。

ただし、いろいろな方とお話をする中で出てきたのは、性自認と性同一性はそもそも一緒でなくてはいけない、意味は一緒でなくてはいけないのだけれども、ここが日本語の難しいところで、性自認と書いてしまうと、学問上の意味を離れて、自分の性別は自分で決めるのだという解釈に使われてしまうねというところの懸念を示された先生方もかなりいらっしゃいました。

それから、性同一性障害の特例法については、そもそもこの性同一性障害という診断名がなくなるということで、性同一性障害ということについては、これは名称変更になってしかり、未だどのように変わるのかわからないですが、これからの議論なのだと思うのですけれども、この性同一性障害というものは使われなくなるとと思います。ただし、性同一性ということがなくなるわけではないということだけは付け加えておきたいと思います。性同一性障害というのは性同一性の障害であって、性自認の障害ではありません。このところはしっかり押さえておきたいと思います。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

岩本さん、どうですか。

○岩本構成員 全数調査か抽出調査かということですが、これは調査の目的にもよると思うのです。マイノリティーに焦点を置いた調査、性的マイノリティーあるいはそれ以外のマイノリティーですと、調査で上がってくる割合はそもそも非常に少なくなるので、そこをある程度頭数がないと、マイノリティーの実態を詳しく調べるということは難しくなります。そうした場合に、全員にフィルターの質問としてマイノリティーかマジョリティーかどちらに属するかを尋ねた上で、マイノリティーについては当てはまる人全員に尋ねる、マジョリティーについては確率的に一部の人にだけ尋ねるという調査方法もあります。それから、マイノリティーということの特に意識しない形、それが目的ではない形での調査については、調査費用その他のこともありますので、政府の意識調査についても全数調査をやっている意識調査は基本的になく、数千人か、多くても万人単位の調査が実態として行われています。それについても、マイノリティーが答えやすい調査になっているかによって当然誤差は出てくるので、数が多いほうがいいことはいいのですけれども、そこはコストと、全体的な誤差と、そのバランスを見ながら統計学的な点から精査していくことが必要かと思います。ちなみに、テレビの視聴率調査は全国で数千人を調査対象として行っています。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。皆様、御自由に御発言ください。

繁内さんはどちらかというと答えるほうだけれども、最初に手が挙がりました。まず繁内さ

んで、その次に塩見さん、よろしくお願いいたします。

○繁内構成員 杉橋先生の話は本当にもっと聞きたいなと、もっと勉強させていただきたいという思いで、すごく時間が短くて残念だったという中で、杉橋先生に質問と、岩本先生にも同じ質問をさせていただけたらいいと思うのですけれども、調査を取って、性的マイノリティーの数値が現実と、実態とぶれない可能性はどの程度あるのかが私は少し疑問が残りました。そもそも性的マイノリティーの多数がカミングアウトしていないという中で、その調査は本当にプライバシーが守られるのかであったり、あるいは別の用途に使われないのだろうかというような懸念が当事者の中にはたくさんある中で、出てきた数字が実態と違う数字が出てきて、その数字が意味をもって流布される懸念がないのかどうかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

社会学関係の研究者としては、かなり厳しい質問かもしれませんね。杉橋さんから行きましようか。

○杉橋構成員 御質問ありがとうございます。

性的マイノリティーが、人口的には少ないので、標本調査では統計的にはぶれる・ずれる可能性はあります。とはいえ、アメリカの「Household Pulse Survey」という標本調査があるのですが、そこでもSOGIについて調査をしています。性的マイノリティーの人口を把握するためではなくて、性的マイノリティーの状況の傾向を読み取る、特にコロナによってどういう影響を受けているのかを明らかにするという統計的目的をもって調査が行われています。ですから、人口をカウントするという点では難しいかもしれないけれども、性的マイノリティーの方たちが抱えている難しさとか、差別だとか、そういうものを明らかにしていくことには一定の効果があるのではないかと考えています。

それと、性的マイノリティーの方々がカミングアウトしていない中で、その情報がプライバシーとの関わりで保護されないかどうかという懸念に関しては、統計法において統計目的以外に使用しないことになっているので、秘匿性も担保されるべきですし、そうなっていると期待したいというところです。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

次、岩本さん、よろしくお願いいたします。

○岩本構成員 大変大事な御質問をありがとうございます。

実態とずれないか、全くずれないということは現実にはないと思いますが、問題はどの程度ずれているかということだろうと思うのです。調査について、多くの人はカミングアウトしていないということから、ちゃんとプライバシーが守られているかどうか、あるいはほかにその情報が漏れていかないか非常に気にされているというのは、おっしゃるとおりだと思います。幾つかの学会が連携して社会調査協会という団体を設立し、社会調査士資格の認定制度を10年以上前から始めていまして、大学の学部レベルから全国の大学で調査の適切な方法、調査の倫理、

データの管理、そのほかの事項について、かなりの単位数の授業単位を履修して、調査に基づいて報告書や研究論文を出すことによって、学部段階では社会調査士、専門段階では専門社会調査士という資格を認定しています。もちろんその資格がないと調査できないということではないのですけれども、だんだん普及してきたので、その資格を持っているか、あるいはそれに準じる経験をお持ちの方が調査をするようになってきていますので、その辺りの御懸念を払拭できる体制を学会としても取ってきていることはお伝えしたいと思います。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、塩見さん、どうぞ。

○塩見構成員 ありがとうございます。非常に勉強させていただきました。

私の理解が追いついていないので、簡単な質問を杉橋さんと繁内さんにさせていただきたいのですけれども、まず1つ目です。杉橋さんに対しましては、28ページにあったのですが、公務員の採用のところで男女欄がない場合に各段階のプロセスが見えにくくなっているというお話がありまして、この辺が何を意味するのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思いました。

繁内さんに関しましては、10ページにありましたけれども、ダイバーシティ&インクルージョンに関してはトップダウンだというお話で、トップダウンとボトムアップの違いをどの点からおっしゃっていたのかを少し教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

どちらから行きましょうか。どちらからでも結構ですよ。

○杉橋構成員 資料を探したいので、後にしてもらってもいいですか。

○白波瀬座長 繁内さんから行きましょうか。繁内さん、トップダウン、ボトムアップということで、トップダウンだというあたり、お願いします。

○繁内構成員 御質問ありがとうございます。

このお話は、私は今から6年前に経団連の皆様とも一緒に経団連会館で、一部上場企業の人事とか、あるいは御担当の皆様と一緒にイベントをしたときにもお話をさせていただきました。これは何かというと、差別をしてはいけないということ、うちの会社は差別はしませんということをトップが宣言して、そして、皆さん差別してはいけませんよという意味でのトップダウンです。差別はしてはいけないのだけれども、その手法ではなくて、下からみんなで勉強しながらそうだねということで、結果として納得して差別がなくなるという意味では、特に中小企業などは多いのですけれども、地方に行けば社長が決めてもみんながついていけない実情が結構あります。

それから、一つ分かっていたいただきたいのは、これはいわゆる先駆的な取組をして、そして、アライを増やしていくのだよという企業さんがあります。そこに勤めておられる当事者の方から直接聞いた話です。何かというと、会社がトップダウンですね。LGBTのことについて勉強しなければいけないから、その方は中途採用で入ったのですけれども、この本を読んど仕事時

間以外にも持ってくるらしいのです。しかし、本人は当事者なのですね。非当事者の上司がカミングアウトできていない当事者にこの本を読めと、カミングアウトするまで止まらないと。中途採用なので、まずは仕事を覚えたいのだけれども、この本を読んでと、読んでいませんとやうと、どうして会社が決めたことに対して読めないのだとお叱りが来るのだけれども、やめてほしいと。こういう状況は、実際には会社にはいないことが前提で理解しなさいと当事者に強制しているのが、厳しい言い方をすれば滑稽だと思います。そして、それを止めようと思うと、自分は当事者なのだと言わない限り止まらないというのは、これは逆にカミングアウトの強要という新たな人権問題が発生しているのだらうと思います。

○白波瀬座長 では、杉橋さん、よろしいですか。

○杉橋構成員 村尾さんの御研究によると、国家公務員に関しては、申込・合格・採用の各段階で男女別に表示されているので、選考プロセスの中で性差別などがないかは確認できるけれども、地方公務員に関していうと、例えば東京都は令和元(2019)年の東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に基づいて、令和2(2020)年から都職員採用試験選考の申込みにおける性別記載は廃止されたので、その結果、その各段階での不平等だとか差別が起きていないかを確認することが難しくなったということが指摘されています。

○塩見構成員 ありがとうございます。

そうすると、結果的に例えば男女比が男性7、女性が3になったときに、なぜそうなってしまったかというところが、途中のプロセスが見えないがゆえに、そこに性差別が存在したかどうかを判断し得ないためということですね。

○杉橋構成員 そういうことだと思います。

○塩見構成員 ありがとうございます。

繁内様もありがとうございました。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。

釜野さん、よろしくお願いいいたします。

○釜野構成員 社人研の釜野です。

お三方、貴重なお話を本当にどうもありがとうございました。大変勉強になりました。

1つ目の資料1に関しても、もし何かあればということだったので、一言だけコメントがあるのですが、最後のほうで、何かの調査でモニター登録している性別を使ったので、別途性別の問いを設けることはしなかったということでした。私もインターネットモニターとして登録している方々を対象に調査をすることがありますが、出生時に届け出た性別と、現在自分がどの性別であるかと思っているかという性自認の質問をすると、登録している性別は、いずれの回答とも一致しないということがあります。したがってモニターの登録の性別は何なのだろうなという疑問をもっています。それを使うと決めてしまえば、本人が登録しているのでいいという考え方もあるのかもしれませんが、先ほど御報告を拝聴してちょっと思いついたので、一言だけ申し上げました。

もう一つは、繁内さんがさきほどおっしゃっていたことで、みんな当事者は聞いてほしくないのだ、性別欄をなくしてほしいのだと思っているとっては困る、というようなことをおっしゃっていたのですけれども、そのように思っていないことをお伝えしたいと思いました。そう思ってこの会議に出ているのではなく、そういう声も聞こえてくる、でも、そう思っていない当事者もいることも分かっているので、そこは共有したいと思いました。ありがとうございます。

○白波瀬座長 大変ありがとうございます。

では、一言だけ、次に進みたいので。

○繁内構成員 恐らく同じことだと思うのですけれども、当事者がそう感じているのは、非当事者の皆さんが、当事者はそうであろうと忖度されているのではないかというような感じで私は見ているのですけれどもね。理解することはいいことだということが大前提にあって、そして、性別欄をなくそうと動いてくださっている、理解しようとしているがあまりにそういうことになってしまっているのだらうなという気がしているのですけれども。おっしゃることはよく分かりますので、共有したいと思います。

○釜野構成員 ありがとうございます。

まさに私もそう思っていて、実際に調査をする中では、非当事者の人の方から、性的マイノリティーの人たちはこういうことを聞かれたら嫌がりますね、というコメントが出てくるのですが、当事者の人に聞くと必ずしもそのようには感じていない、ということを経験しています。本当におっしゃるとおりだと思います。

もう一つ、別のことについてもよろしいですか。先ほどのご報告へのご質問に対してなのですが、実際に調査をやって性的マイノリティーを捉えようとした場合、それが実態とどれくらい乖離するののかという点、おっしゃるとおりだと思うのですが、実際はというのは、本当は分からないのですね。何を本当とみなすのか、というのも答えはひとつではないと思っています。ただ調査の場合は、きちんとした方法で実施した上で、結果として出てきたものをみて理解していくしかない。例えば国がこういう調査をやって、そこにSOGIの項目が含まれていたとします。そこに回答して、自分が性的マイノリティーだ、あるいはそう判断される回答をした方は、性的マイノリティーの中の一部かもしれない。その一部の人についてだけであっても、格差ですとか差別を受けた経験などの、いろいろな角度から分析できると、調査で自分のマイノリティー性を表現できるような、性的マイノリティーの中では比較的良い状態にあるかもしれない人であっても、例えばメンタルヘルスの状態がマジョリティーの人たちより悪い、ということが言えれば、それは意味のあることだと感じております。既に杉橋さんや岩本さんがお答えになったことへの補足でした。

以上です。

○白波瀬座長 大変ありがとうございます。

では、1番目への質問ということで、吉住さん、何か簡単にありますか。

○吉住審議官 まさにそういうこともあり得るということは、十分念頭に置きたいと思います。

○白波瀬座長 では、このワーキングを御活用いただいてということで、下山さんのほうがまだちょっとお声を聞いていないので、強制してはいけないのですけれども、時間がだんだんなくなって、神谷さんの手が挙がったのはわかっているのですが、下山さん、先にいいですか。どうぞ。なかったら神谷さんに譲ってもらってもいいけれども、ぜひ一言でもお願いいたします。

○下山構成員 本日はいろいろ勉強になるお話をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど杉橋先生に塩見さんから御質問があった村尾先生のご研究で、東京都が、2020年から採用試験申込者の性別欄をなくしたというお話がありました。群馬県も同じ状況でございまして、考え方とすると、採用面接時に性別を確認できるということで、試験申込者の男女欄をなくしてしまったのですけれども、それは問題になるということはよく分かりました。一度なくしてしまったものをどうしていくかというところはなかなか難しいのかなと思っておりまして、どう考えたらよいかと思っております。

○白波瀬座長 これはみんなに向かってというか、今後議論は進めていきたいと思っておりますけれどもね。

下山さん、それで取りあえずはいいですか。全体にお三人の報告を伺って、性別欄を安易にやめることには賛成できない。議論を丁寧にして慎重に進めるべき、というのが大きな流れのような気もしますけれども、その辺りは付随的に議論させていただきたいと思っております。

神谷構成員、どうぞ。

○神谷構成員 実は今の議論に関連する話なのですけれども、前提の整理として、まず当事者が要望していないのだけれども、例えば免許証の表記を消してほしいのに、行政などが元の統計を消してしまったというのはよくある例だと思っております。採用の際の性別情報は女活法の選択項目なのですけれども、前回も申し上げたとおり、男女共同参画部局の認識がとても大切だと思っております。女活法の選択項目だという認識があまり部局にないのだと思うのです。岩本先生御紹介の宮崎市さんのフローチャートはある種ひな形としてとても参考になるのですけれども、岩本先生がお示しのように、あの中でどのように男女共同参画上の必要性ということを示すかがとても重要なのだと思っております。これは事務局や群馬県さんにお伺いをしたいのですが、どういう示し方というか、役所的にはこのように示してくれると実は分かりやすい、やりやすいというのはあるのでしょうか。本当は一個一個出してほしいという話も聞かれますが、なかなかそれは難しいところで、どのように示すとやりやすいのかというのは、逆に役所の方に聞いてみたいなと思っておりました。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

そういうことになりますと、局長、いかがでしょう。林さん、どうぞ。

○林局長 これは本当にまさに根本的な重要なポイントですね。だからこそ、ここでいろいろ先生方のお話を伺っているというところもありまして、ただいま直ちに即答は難しいのですけれども、今日のお話を伺っていて、いろいろ考えなくてはいけないことはあるのではないかと思っていたら、思っていた以上に本当にたくさんあるので、さらに先生方のお話をよく伺って、

考え方を整理していきたいと思います。ありがとうございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

かなりの宿題を自らが出してどうしようかとも思うのですが、追加的にありますか。

統計の担当として何かありますでしょうか。

○川原企画官 総務省の川原と申します。

先ほど統計法との関係の話があり、担当として出席させていただいておりますので、一言、発言させていただければと思います。統計法では調査票情報の保護として、個別の回答内容は保護しなさいという規定がございます。そのため、個別の回答内容が外に漏れるということは法律上、禁止されております。調査票などにもよく書いてありますが、報告内容の秘密は保護されるという調査への協力をお願いしているということで、その点を御理解いただきたいということalmaz申し上げたかったのと、統計調査でデータを収集した後の集計結果の公表の部分でも、これは統計調査における一般的な話ではありますが、個別の情報が漏れる可能性がある場合は秘匿措置を取るということをしております。例えば、ある階層の会社の回答数が1社や2社しかないということになると、公表した数字が個別の情報につながりますので、そういったものを秘匿するといった処置もしております。そういったことで、いろいろ配慮しているということだけ申し上げさせていただければと思います。ありがとうございました。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

統計局としては苦肉のことなのではけれども、どこからその統計を位置づけて、合理的に議論を国民に向かって発するかというところがすごく難しいですね。統計局さんはそれなりに努力されて進めておられるけれど、なかなかそれがうまく説得的に伝わらないこともあります。もうこの時代、制度を変えること、質問項目を変えること自体容易ではないことは理解しつつ、変える方向で進めていくことも必要なのではないかと思います。ぜひ積極的に川原さんも御議論に入ってください。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。今の辺り、何かありますか。

今回も皆様の御意見ややり取りを聞いて、とても勉強になりました。ただ、そういう意味で、議論を整理するというのがここでの核になるかなと。

今、実態という話で、釜野さんがおっしゃってくださったのですが、研究者として逃げではないのですが、当事者として高齢で女性でということに属性としては説明がつくだけでも、自分の心身のこともそうですが、一言ではなかなか言い切れないところもあります。分からないからいろいろな方々の立場と議論を集めなくてはいけない。ただ、いつも分からないのです、いろいろあります、という結論に止めるわけにはいけないので、結果として提示する物事について、なぜこういうことになっているのかという説明責任がしっかり取れるような議論を積み上げるということが大切だと思うのです。

ですから、SOGIということが最初にありました。ただ、統計という段階での一つの回答欄をどう設置するのかということで、一番重要なところは質問項目、物事の聞き方にいかに配慮できるかが一番大きいような気がするのです。ですから、このカテゴリ自体も、もしかした

ら「1 男性」、「1 女性」でもいいのだけれども、「1 男性」「2 女性」、やっぱり「その他」と言われるときの重さは、私もそう感じました。ただ、そのときにどういう書き方をするのか。括弧だけ書いて御回答くださいとするのか、1、2以外とするのか、それは男女のところでもよく内数という表現があるのですよ。実際、委員会のところでも議論になったこともあるのだけれども、女性は「うち」ですか、などと言いたくなるわけです。だから、男か女かというそうではなくて、「うち女性」というね。その内数という表現は、そのままで良いかという疑問が当然出てきますよね。

だから、我々のこのワーキングとして求められていることは、一つの方法は、絶対的な回答として提示するということではないと思っています。一つの回答を出せと言っているわけではない。ただ、当事者という非常に重要なところと、統計として提示する全体のマクロのところの橋渡し、という点ですね。世の中を変えるために、政策も変えていかなくてはいけないから、現状把握は足元のところで不可欠です。ここがわからないことには変えていけないという事実があるので、ここをどう正当化していくのかというのは重要です。男女ではなくてみんなダイバーシティーと言うのは本当に勝手だなと思っていて、多様、ダイバーシティーだ、という論調も注意しないといけません。まず、マイノリティーという感覚があつてこそその多様性です。多様だというだけでは十分ではありません。

第Ⅲ期統計の基本計画のことも2018年が出てきて、思い出してしまったりとかしていたのですけれども、御批判はおっしゃるとおりでございます。

ということで、大体予定の時間に近づいてきたのですけれども、一言、事務局からでも結構ですし、言っておきたいということがありましたら、どうぞ御自由に。何かありますか。

岩本さん、どうぞ。

○岩本構成員 今の1つずつ丁寧にというので思い出したことがあつたので1点御紹介させていただきたいと思います。子供向けで女の子が多く読むような雑誌か本かの出版社の読者アンケートの性別欄で、こういうことをやっているよという取組をある方から聞きました。それは「おんな」「おとこ」「ないしょ」という3区分です。

○白波瀬座長 「ないしょ」、なるほど。これは「X」に近い。

○岩本構成員 そうですね。子供の年齢と答えやすさとに配慮しながら、なるほど、工夫したなと思う例だったので、この場で御紹介させていただきました。

○白波瀬座長 時間とか言っているくせにいけないのだけれども、でも、カミングアウトすること自体が、私は最終的にはこういうことが必要ないことが最終目標だと思うのですよ。だから、そこのところのハードルをいかに低くできるような表現方法にしていくのかということのような気がする。「ないしょ」って、別に内緒にしてもいいのですけれどもね。だけれども、ハードルが、だから、「X」というのもそういう意味で苦肉の策のところもあります。それがベストアンサーなのか究極的なアンサーなのかは分からないのです。

よろしいでしょうか。お時間になりましたので、議論を本当に大変ありがとうございます。

では、ここで事務局からということで、事務連絡ということで、杉田課長、よろしくお願

いたします。

○杉田課長 今日活発な議論をありがとうございました。

次回の日程でございますけれども、6月24日の開催を予定しております。次回も今日に引き続きまして、構成員の方々からヒアリングすることを予定しております。

引き続きどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

3分早く、皆さんの御協力、大変ありがとうございます。今日の議論もまた持ち越してということもありますので、どうかよろしく願いします。

では、これをもちまして「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」第2回を終わりたいと思います。この後、議事録等ございますけれども、御協力のほどどうかよろしく願いいたします。

本日は誠に大変ありがとうございました。今日は以上で終わりたいと思います。失礼いたします。